




☆ 令和3年度 事務局の地区担当者

令和3年 4月 28日 発行

窪田 鈴香(仮)	木下 真由美	松本 直樹	馬場 裕道	前田 愛子
地区名	地区名	地区名	地区名	地区名
潤	上町・上町中央・上新町	南本町	高田・池田	西町・北新地・新田
浦志・泊・油比	老松町・笹山	篠原・多久・美咲が丘	東町・北本町	筒井町・荻浦・弁坂
怡土	長糸	三坂・蔵持・香力	高上・山北・曾根	加布里
周船寺	志摩	有田・有田中央	二丈	長垂以東の西区
元岡	早良区・城南区	今宿・北崎	西署管轄外	

令和2年分の所得税・消費税の納付期限	消費税の届出で記帳が変わる
現金納付の方は所得税・消費税ともに4月15日でしたが振替納税制度のご利用者は 所得税は5月31日(月)・消費税は5月24日(月)に引落しです。	簡易課税：売上・雑収入等収入の事業分類が必要です。 〔テイクアウト(軽減8%)と店内飲食(10%)等〕
収入の大幅な減少や、資金繰りの悪化により国税を納付期限までに納められない方には税務署に申請を行うことにより、要件を満たす場合に最大で1年間の納付の猶予や分割納付が認められ、延滞税が軽減又は免除される納付の猶予制度があります。お早めに所轄の税務署の徴収部門にお電話にてご相談下さい。西福岡署 092-843-6211 福岡署 092-771-1151	一般課税：売上・仕入・経費・固定資産等の取引全般に 不課税・非課税・課税(軽減8%、10%等)区分が必要です。
	<b>★ 記帳代行募集中 ★</b>
	貴方は日計表に日々の取引を記入するだけ。 後は通帳・領収書等を添えて事務局に依頼するだけで青色申告特別控除65万円が適用 (費用はデータ量により)

中小法人・個人事業者のための一時支援金 緊急事態宣言の影響緩和	☆ 無料相談会のご案内 ☆
2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金を給付されます。 【参考資料リンク】 一時支援金 (METI/経済産業省) ↑ 国 <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/ichuji_shien/index.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/ichuji_shien/index.html</a>	弁護士と税理士による無料相談会を毎月行なっております。一人で悩まずに お気軽にご相談下さい。(☎ 予約制) 
<b>★ 一時支援金は国又は県どちらか一方しか受けられません ★</b>	◆ 税務相談 5月28日(金) 14:00~
◆ 2021年1~3月のいずれかの月と2019年又は2020年の同月売上対比	☆ 法律相談 5月25日(火) 13:30~
50%以上 売上が減少→国 法人は上限60万円 / 個人は上限30万円	◆ 税務相談 6月29日(火) 14:00~
30%~50%未満 売上が減少→県 法人は15万円以内 / 個人は10万円以内	☆ 法律相談 6月16日(水) 13:30~
<b>【給付金の計算】</b>	◆ 税務相談 7月29日(木) 14:00~
給付金(S) = 基準期間の事業収入(A) - 対象月の月間事業収入(B) × 3	☆ 法律相談 7月15日(木) 13:30~ (仮)
(A) 2019又は2020の1~3月計 (B) 2021の1,2,3月の対比が一番少ない月	◆ 税務相談 8月30日(月) 14:00~
申請は給付規程、申請要綱をご覧いただき、ご自身が給付対象に該当するかなど、申請に当たって必要となる事項をご確認の上で仮登録から申請完了までWEB上で操作して下さい。 <a href="https://ichijishienkin.go.jp/">https://ichijishienkin.go.jp/</a> 申請期限は5月31日(月)まで	☆ 法律相談 8月25日(水) 13:30~ (仮)
(一社)西福岡青色申告会は登録確認機関です	◆ 税務相談 9月29日(水) 14:00~

◆ 社会保険の保険料率 ◆	『青色共済』+『傷害特約』
会社と被保険者負担	速やかな給付・大きな安心...病気と怪我の総合補償
令和3年3月分~	共済会費...月額1,000円 → 相互扶助 → 必要経費
本人負担 (1/2)	傷害特約...月額1,250円 → 怪我の通院は1日目から
健康保険 10.22%	申込締切日 5月17日 補償開始日 6月1日
介護保険 1.80%	
厚生年金 18.30%	
全額会社負担	
令和3年3月分~	
子ども子育て拠出金 0.36%	
0.00%	

◆ 令和3年度の雇用保険料率のお知らせ ◆			【決算・申告が間違っていたら】
	①労働者負担	②事業主負担	提出された決算書・申告書に誤りを発見した時は
一般の事業	0.30%	0.60%	★ 税金が多くなる場合 ...修正申告
建設の事業	0.40%	0.80%	☆ 税金が少なくなる場合 ...更正の請求
農林水産の事業	0.40%	0.70%	◎ 青色申告会 事務局までご相談下さい ◎

◆ 令和3年度の雇用保険料率のお知らせ ◆			※ 注意 ※
	①労働者負担	②事業主負担	令和2年4月1日において
一般の事業	0.30%	0.60%	満64歳以上の雇用保険
建設の事業	0.40%	0.80%	被保険者も令和2年度分
農林水産の事業	0.40%	0.70%	から雇用保険料が免除に
			なっておりません。

青色旅行の催行延期について	ゴールデンウィーク期間中
新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を受け、感染防止の為	<b>5月1日(土)~5月9日(日)までの期間、</b>
6月に予定しておりました会員旅行は令和4年に延期することとなりました。	<b>事務局は勝手ながら閉館させていただきます。</b>